

文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項に基づき、個人番号を利用する事務を追加するほか、規定を整備するため、改正する。

2 新旧対照表

改正後（案）			現行		
第一条～第五条（略）			第一条～第五条（略）		
別表第一（第四条関係）			別表第一（第四条関係）		
機関	事務		機関	事務	
一から八まで（略）			一から八まで（略）		
九 区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和四十九年東京都条例第二十九号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		(新設)		
別表第二（第四条関係）			別表第二（第四条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
一 区長	文京区児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に規定する住民票に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による母子生活支援施設	一 区長	文京区児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に規定する住民票に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による母子生活支援施設

改正後（案）			現行		
		号)による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報(以下「母子生活支援施設関係情報」という。) 又は児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報若しくは身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの			設における保護の実施に関する情報(以下「母子生活支援施設関係情報」という。) 又は児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報若しくは身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの
二から三まで(略)			二から三まで(略)		
四 区長	通知に基づく行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する	住民票関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法(昭和四十	四 区長	通知に基づく行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する	住民票関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法(昭和四十

改正後（案）			現行		
		<p>年法律第百四十一号) による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「<u>障害者自立支援給付関係情報</u>」という。）であって規則で定めるもの</p>			<p>年法律第百四十一号) による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
五から九まで（略）			五から九まで（略）		
十 区長	<p><u>心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報、障害者関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>		
<p>付 則 この条例は、公布の日より施行する。</p>					